

# 「消費税率引き上げに伴う乗合バス運賃改定について」

日頃は、当社乗合バスをご利用いただきまして、誠に有難うございます。

さて、テレビや新聞等で既にご承知のように、令和元年10月より消費税率が8%から10%に引上げされる事となりました。

これに伴い、乗合バス運賃においても消費税額相当分を転嫁するため、来る令和元年10月1日より、運賃を改定させていただきます。

お客様には、事情ご賢察の上、ご理解賜ります様、よろしくお願い致します。

## 記

### 1. 運賃改定実施路線

熊野交通 路線バス全線

### 2. 運賃改定実施日

令和 元年 10月 1日(火)から

### 3. 改定に伴う乗車券類の取り扱いについて(令和元年10月1日から)

令和元年9月30日までにお買い求めの乗車券は、次のとおり、お取扱いさせていただきます。

- ①定期乗車券 お手持ちの定期乗車券は、通用期間中はそのまま使用できます。  
通用開始日が10月1日以降であっても、9月30日までに購入される場合は旧運賃額になります。  
(但し、新規購入は使用開始日の前日のみ、継続は期間満了日7日前から発売します。)

②回数乗車券 券面表示運賃と新運賃の差額を、現金もしくは回数乗車券で補充して使用下さい。

③普通乗車券 券面表示運賃と新運賃の差額を、現金で補充して使用下さい。

### 4. 払戻しについて

定期乗車券・回数乗車券等の払戻しの必要なお客様は、出札窓口にお申し出下さい。(別途手数料が必要です)

### 5. 運賃改定概要について

#### (1)改定理由

令和元年10月1日より実施される消費税率引き上げに伴う税負担増加分の運賃への転嫁のため

#### (2)改定概要

- ①認可日 令和 元年 9月 5日  
②運賃改定実施日 令和 元年 10月 1日 (消費税率変更日)  
③改定上限運賃の平均改定率 1.587% (参考:消費税引上げ率 1.852%(110/108))  
④現行・申請運賃比較表

| 運賃制度       | 現 行     | 改 定        |
|------------|---------|------------|
| 均一制        | 200 円   | 200 円 (据置) |
| 初乗り運賃      | 150 円   | 150 円 (据置) |
| 対キロ区間制基準賃率 | 47円 30銭 | 48円 10銭    |

#### ○主な改定額(転嫁額)

| 現行運賃帯        | 転嫁額    | 現行運賃帯           | 転嫁額  |
|--------------|--------|-----------------|------|
| 150円 ~ 260円  | 0~10 円 | 1,350円 ~ 1,880円 | 30 円 |
| 270円 ~ 800円  | 10 円   | 1,890円 ~ 2,420円 | 40 円 |
| 810円 ~ 1340円 | 20 円   |                 |      |

区間運賃によっては、上記転嫁額以下の場合もあります。

※各乗車区間運賃等の問い合わせは、  
最寄りの熊野交通までお願いします。

令和 元年 9月 6日  
熊野交通株式会社